

ジャパン・レール・パスの利用条件変更に関する要望書

2016年12月19日

国土交通省
大臣 石井啓一 殿

ブラジル日本文化福祉協会
会長 呉屋春美



ブラジル日本文化福祉協会はジャパン・レール・パスの利用条件変更に関して次のとおり要望する。

第1 要望の趣旨

海外在留の日本人に対するジャパン・レール・パスの発売を終了する旨のジャパン・レール・パスの利用条件変更を撤回されたい。

第2 要望の理由

- 1 JRグループは、2016年11月11日、『「ジャパン・レール・パス」の日本国内での試験販売およびご利用資格の一部変更について』と題するプレスリリースを公表した。このうち、後段の『「ジャパン・レール・パス」のご利用資格の一部変更について』は、海外在留の日本人へのジャパン・レール・パスの発売を2017年3月31日の引換証発売（日本国内での引き換えは2017年6月30日まで）をもって終了するとの内容だった。

これによって、日本国籍をもって日本国外に居住し、①居住国に永住権をもっている場合、②日本国外に居住する外国人と結婚している場合に該当する者に対するジャパン・レール・パスの発売が終了する。

2. 日本人のブラジルへの移民は1908年に開始した。ブラジルは1888年に奴隷制度を廃止し、コーヒー農園で働く労働力が不足していた。農園主の中には移民労働者を奴隷同様に扱う者もあり、日本人移民の苦労は大きかった。1922年からは国内の人口問題、失業問題等の対策として国によって移民が奨励され、1941年の太平洋戦争勃発によって日本とブラジルの国交が断絶するまでの間に、約19万人の日本人がブラジルに移住した。また、戦後も1953年には移住が再開し、最後の移民船につぼん丸がブラジルに到着したのは1973年のことだった。最終的に日本政府が渡航費補助を打ち切ってブラジルへの移住政策を終了したのは1995年のことである。戦後に政府の補助を受けて移住した者は約6万人である。

また、1985年ころからは日本企業がブラジルに移住した日本人を日本にお

ける労働力として求めるようになり、ブラジル人の子と共に日本に労働に行くケースがみられるようになった。バブル景気によって日本の人手不足が拡大し、非正規滞在の外国人による不法就労者が増えてきたことに対応するため、日本では1990年に入管法が改正され、不法就労助長罪が新設されて外国人を不法就労させた雇用主が処罰されるようになると共に、定住者の在留資格が新設されて3世までの日系人及びその配偶者が日本で働けるようになった。このため日本では不法就労者から日系人就労者への就労者の入れ替えが急速に進んで、1990年と91年の2年間だけで在日ブラジル人就労者が約10万人増加した¹。雇用主の中には日系人就労者を不法就労者同様の劣悪な条件で酷使する者もあって、日系人就労者の苦労は大きかった。リーマンショック前の2007年には在日ブラジル人就労者の人数は31万6967人に達した。2016年6月現在では17万7937人の在日ブラジル人就労者が日本で暮らしている。これらの数字からすれば1985年以降、少なくとも50万人から60万人のブラジル人就労者が日本とブラジルを行き来したと思われる。

サンパウロ人文科学研究所が行った日系人口サンプル調査によれば、ブラジルには1988年当時約120万人の日系人が暮らしていた²。また、そこからの推計によると現在ブラジルには約190万人の日系ブラジル人が暮らしていると思われる。このうち、約5万人が日本国籍保持者である³。これらの日本国籍保有者には、日本で生まれた移住者本人と、ブラジルで生まれた際に領事館に国籍留保の届出を行った子弟が存在する。ブラジルで生まれた場合には出生によってブラジル国籍を取得するため、二重国籍者となる。また、1985年以降多くの日系人が日本とブラジルを行き来したことから、極めて高い割合の日系人が日本で暮らした経験を有している。実際に2016年にサンパウロで行われた日系イベントにおいて日系3世及び4世を対象として行ったアンケート調査では、半数を超える者が日本で暮らした経験を有していた⁴。

- 3 当団体は1954年のサンパウロ市創立400年祭に参加するために400年祭日本人協力会が作られたのを契機として1955年に設立された在サンパウロの日系団体である。設立以降、在ブラジル日系社会の中核組織として、ブラジル国内の350を超える文化団体を束ね、日本とブラジル両国がかかわる大規模な行事や、共同体としての問題に対し、在ブラジル日系社会を代表する

¹ 法務省在留外国人統計参照。なお日本国籍を有する者は含まない。

² サンパウロ人文科学研究所「ブラジルに於ける日系人口調査報告書—1987・1988—」参照

³ 外務省海外在留邦人数調査統計参照

⁴ 2016年度国際シンポジウム CIATE コラボラドーレス会議ホジャ・カツジ・カヤシマ氏の講演

組織として活動してきた。

当団体の会員には、日本国籍のみを有する者、二重国籍である者、ブラジル国籍のみを有する者が存在し、お互いの国籍を意識することなく同胞として交流している。互いに日系人ではあっても、夫婦の一方のみが日本国籍を有する場合もある。日本国籍を維持するためには、出生してから一定期間内に最寄の在外公館に国籍留保届を提出しなければならないため、親のみが日本国籍を有するケースは頻繁に見られるし、兄弟の一方のみが日本国籍を有する場合もある。

2015年に短期滞在査証で日本に入国したブラジル人の人数は2万9582人に及ぶ⁵。当団体の会員の多くがしばし経験するように、これらの旅行者の一部は日本国籍保持者である親が、故郷や、過去に就労した場所、知人・友人を訪問するのにブラジル国籍である子が同行した際のものである。日本国籍を有する妻と、ブラジル国籍の夫が、過去に共に働いた場所を巡り、孫の顔を見るために日本で暮らす子どもたちのもとを訪問し、互いの両親の故郷を巡る旅をすることもある。

今回の条件変更が行われれば、家族の一部のみがジャパン・レール・パスを利用することができ、一部のみが利用できないこととなる。ジャパン・レール・パスが存在する場合と、存在しない場合では、旅の予算や旅程は大きく変わってくる。結果として日本国籍を有する者も、有しない者も、全ての日系社会の構成員が日本から遠ざけられ、家族や友人たちと分断される。

4 平成5年の移住審議会意見書は、

日系人は我が国をより良く理解し得る外国人としての側面も有している
ので、移住事業、経済協力事業、文化事業の連携を図りつつ日系人を支援し、
居住国における我が国の理解者として育成していることが我が国と当該国との
良好な二国間関係の促進に資する。

と指摘している。また、安倍総理も2014年に来伯した際に、「1世紀を超える日本人移住の歴史を有するブラジルにおいて、日系社会の存在は、今日の良好な日・ブラジル関係にとって不可欠であることを再認識し、今後とも日系社会に対して積極的に支援すること」を確認した⁶。本年10月に離任し

⁵ 法務省出入国管理統計参照。なお日本国籍を有する者は含まない。

⁶ 外務省 HP「安倍総理のブラジル訪問（概要と評価）」

た梅田邦夫前在ブラジル日本国特命全権大使は、日頃から日系社会は日本の強力な応援団であるという認識のもとに日系社会との連携強化に努め、当団体としてもその期待に応えるべく努めてきたつもりである。

ジャパン・レール・パスは、1981年にかつての国鉄が訪日観光旅客の利便を促進させるために発売をはじめた。現在も日本を代表する鉄道グループであるJRグループが、このような在外同胞を切り捨てる発表を行ったことは極めて残念でならない。2016年5月18日の衆議院国土交通委員会において、政府参考人の田村明比古観光庁長官は、地方創生の観点からジャパン・レール・パスの利便性の向上に取り組んでいきたいと発言した⁷。同じ訪日観光客でありながら、日本国籍を有している者をそうでない者に比べて差別的に取り扱うことは、利便性の向上とは真逆である。

前述のように、最後の移民船にっぽん丸がブラジルに到着したのは1973年のことである。日本国籍を有し日本で暮らした経験を有する1世移住者の多くは60歳を超え、ブラジル国籍を有する夫や妻と、子や孫と、友人・知人と、故郷である日本を旅行し、日本中に散らばる親戚や知人を訪ね、ゆかりある場所を訪問するのを楽しみにしている。高齢になり、人数も減りつつある1世移住者から、夫と、妻と、子と、孫と、友人と一緒に日本を旅する機会を奪わないでいただきたい。

したがって、頭書のとおり要望する。

以上

⁷ 第190回国会衆議院国土交通委員会議録第15号参照